

株 主 各 位

第74回定時株主総会招集のご通知に際しての インターネット開示事項

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制
2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
3. 連結株主資本等変動計算書
4. 連結注記表
5. 株主資本等変動計算書
6. 個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.maruchan.co.jp/>) に掲載することにより開示しております。

東洋水産株式会社

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

当社は取締役会において、内部統制システム構築に関し次のとおり決議しております。

(1) 経営の基本方針

当社及び当社の子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）は、「Smiles for All. すべては、笑顔のために。」という企業スローガンの下で「食を通じて社会に貢献する」「安全で安心な食品とサービスを提供する」ことを当社グループ全体の責務として果たすことにより、消費者や取引先の皆様から支持され、信頼される企業グループとなることで、企業価値の最大化を図り、社会、株主、従業員等すべてのステークホルダーの皆様にとっての利益増大を目指す。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 経営監督機能の強化と経営の透明性の更なる向上を目指し、各業務執行における個々の取締役の責任の所在を明確にする職務分掌と組織を整理する。
- ② 法令及び定款並びに社会規範に適合することを確保するための体制（以下「コンプライアンス体制」という。）の強化を目的とする各種規程（以下「コンプライアンスに係る規程」という。）を定め、取締役はコンプライアンスに係る規程に従い、その職務を執行し、当社グループの業務の適正を確保する。
- ③ 取締役の職務の執行がコンプライアンスに係る規程に適合しているか否かについてのチェック体制は、取締役が相互に監督、監視を行い、更に監査役の監査を受けることにより確保する。なお、当社の取締役会には独立性の高い社外取締役及び社外監査役が出席し、取締役の職務の執行に関する監督機能の更なる強化を図る。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程を定め、取締役の職務の執行に係る各情報を保存し、管理する。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 財産損失のリスク、収入減少のリスク、賠償責任リスク、人的損失リスク及びビジネスリスクなど、経営に重要な影響をもたらす可能性のあるリスクの回避、低減等を行うために、リスク管理に関する規程を定める。

- ② 各部門の担当役員及び使用人は、リスク管理に関する規程に従い、自部門に内在するリスクを把握、分析、評価した上で適切な対策を実施する。
 - ③ 監査部門は、各部門のリスク管理状況について、業務から独立した視点で監査を実施する。
 - ④ 事業活動上の重大な事態が発生した場合には、「危機管理基本規程」に則り、対策本部を設置し、かかる事態に起因する損失・被害を最小限にとどめるべく迅速な対応を行う。
- (5) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
- ① 当社グループにおける事業の効率性の確保を目的とした職務分掌と組織を整理する。
 - ② 取締役は職務分掌に従い職務を執行する。当社の取締役会は原則月1回の開催以外にも、必要あるごとに機動的に開催し、当社グループ全体を視野に入れた充実した審議を行い、時宜に応じた機動的な職務を執行し得るよう迅速な意思決定を下せる体制を維持する。
 - ③ 当社社長主導により、業務執行責任者が出席する連絡会議を原則として毎週開催し、重要な稟議事項及びその他報告事項について検討を行い、情報の共有を図る。
- (6) **使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
- ① コンプライアンス体制を整備し、コンプライアンスに係る規程の制定並びに研修等のプログラムを策定し、コンプライアンスの徹底を図る。
 - ② コンプライアンス体制の整備においては、使用人の職務の執行が法令及び定款並びに社会規範に適合しているか否かに係るチェック体制の整備も含めるものとする。
- (7) **企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 当社グループ各社の代表取締役等に対して必要に応じて当社取締役会への出席を求め、業務の執行状況に関して説明の機会を設ける。また、当社グループ各社が行う事業は、当社の関連する事業本部が一元的に統轄する。
 - ② 当社の監査部門は、コンプライアンスに係る規程に従い、当社グループ各社に対して、業務の適正の確保の状況について、業務から独立した視点から監査を実施する。
 - ③ 当社監査役は、当社グループ各社の監査役の監査報告書を閲覧し、当社グループ各社の取締役等の職務の執行を確認すると共に、当社グループ各社の監査役との定期的な情報交換会を実施し、状況の把握に努める。
 - ④ 当社グループにおいて生じ得る企業の健全性を損ないかねない取引及び行為に関するレポートラインを整備して、当社グループ各社における不適切・非通例的な取引を防止する措置を講ずる。

- (8) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項**
- ① 監査役の職務を補助するための使用人（以下「監査補助使用人」という。）を置くことを監査役が求めた場合、当該監査役及び監査役会と協議のうえで必要な監査補助使用人を配置する。
 - ② 監査補助使用人は監査役のみの指示命令に基づき業務を実施する。なお、監査補助使用人には調査等の業務権限を付与し、役職員は必要な協力をねらう。
 - ③ 監査補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、監査役会の同意を得なければならないものとする。
- (9) **取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 監査役監査が実効的に行われるよう必要かつ適切な情報を適時に収集できる体制を整備する。この体制の整備にあたっては、取締役及び使用人が各監査役の要請に応じて必要な事項をすみやかに報告することができるようとするほか、取締役及び使用人が自発的に当社グループに重大な影響を与える事項を監査役に報告できる機会を設ける。
 - ② 当社グループ各社の取締役及び使用人等が、当社グループに重大な影響を与える事項を自発的に報告できるよう制度を整備すると共に、その活用の実効性を確保するべく監査役も報告窓口とし、かつ当該報告を理由として通報者が不利益な取り扱いを受けない体制を整備する。
- (10) **監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針**
- 監査役の職務に必要な費用は監査役の監査計画に応じて予算化し、有事における監査費用についても監査役又は監査役会の要請により適切かつ迅速に前払いあるいは償還するものとする。
- (11) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 監査役会と代表取締役との定期的な意見交換会を実施する。
 - ② 会計監査人から監査内容について説明を受け情報交換を行うなど連携を取る。
 - ③ 業務を執行する役員及び各支店、事業所等を統括する職員について、定期的に直接面談する機会を設ける。

(12) 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の適正性を確保するため金融商品取引法に基づき、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備することにより、当社及び子会社について全社的な内部統制や業務プロセスについて継続的に評価し必要な改善を図る。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ① 社会的秩序を乱し健全な企業活動を阻むあらゆる団体・個人との一切の関係を遮断し、いかなる形であっても、それらを助長するような行動をとらない。
- ② 当社グループでは、反社会的勢力の排除に向けた基本的な考え方を行動規範に明記し、周知する。また、弁護士等専門職の協力の下、警察等と密に連携し、情報収集に努める。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループの内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制に関する運用状況

当社グループでは「東洋水産グループ行動規範」を定め、「コンプライアンス・マニュアル」に記載して全役職員に配布、掲示しております。法務部門は「コンプライアンス勉強会」を当社及び国内子会社の全事業所において開催し、役職員のコンプライアンス意識の浸透に努めております。

また、当社グループ共通の内部通報窓口を設置し、通常の職制とは異なる報告ルートを設けております。通報先は社内窓口、当社監査役、弁護士事務所の3箇所を用意し、いずれにおいても通報者が不利益を受けない旨を規定しております。

(2) 取締役の職務執行の適正性・効率性に関わる運用状況

当社では取締役会を毎月開催しております。取締役会において各取締役は担当する職務の執行状況を報告し、相互にその適正性や効率性について審議しております。取締役会の専決事項を除く職務執行上の意思決定は「稟議規程」に基づき、重要性の高い稟議事項は代表取締役が決裁し、それ以外の稟議事項は業務執行担当取締役が決裁することにより効率性を高めております。

また、社長主導による業務執行責任者が出席する連絡会議を毎月数回開催し、稟議事項及びその他の報告事項について事前に検討するとともに、情報共有に努めております。

(3) リスク管理体制に関する運用状況

当社グループではリスク管理に関する規程に則り、自部門に内在するリスクの把握、分析、評価を行い適切な対策を検討、協議し必要に応じて見直しを行っております。内部監査部門は当社各部門及び子会社のリスク管理状況及び法令遵守状況を業務から独立した視点でモニタリングしております。その結果は、当該部門の責任者、当社の代表取締役及び監査役に報告しております。

(4) グループ企業の業務の適正性に関する運用状況

子会社の取締役は必要に応じて当社の取締役会など重要会議に出席し、業務の執行状況を報告しております。また、「稟議規程」において定められた重要な稟議事項は当社の代表取締役の決裁を受けております。

内部監査部門は子会社に対する監査を定期的に実施しており、業務の適正性をモニタリングしております。その結果は、当該子会社の責任者、当社の代表取締役及び監査役に報告しております。

(5) 監査役に関する運用状況

社外監査役を含む監査役は、代表取締役と定期的に面談を実施し、その監査所見に関し意見交換をするとともに、会計監査人及び内部監査部門とそれぞれ年数回、情報交換会を開催することにより連携を強化しております。また、監査役は当社グループにおける重要な会議等に出席し、監査に必要な情報の収集に努めるほか、当社各部門及び子会社に対して監査を実施する際には、役職員が自発的に報告できる機会を設けております。内部通報制度では監査役に直接通報することが可能な監査役窓口を設置しております。

監査役の職務を補助する専門部署としては監査役室を設置しております。同室員は監査役の指揮命令のもと職務を行い、人事異動・人事考課は監査役の同意を得て行っております。

(6) その他の内部統制に関する運用状況

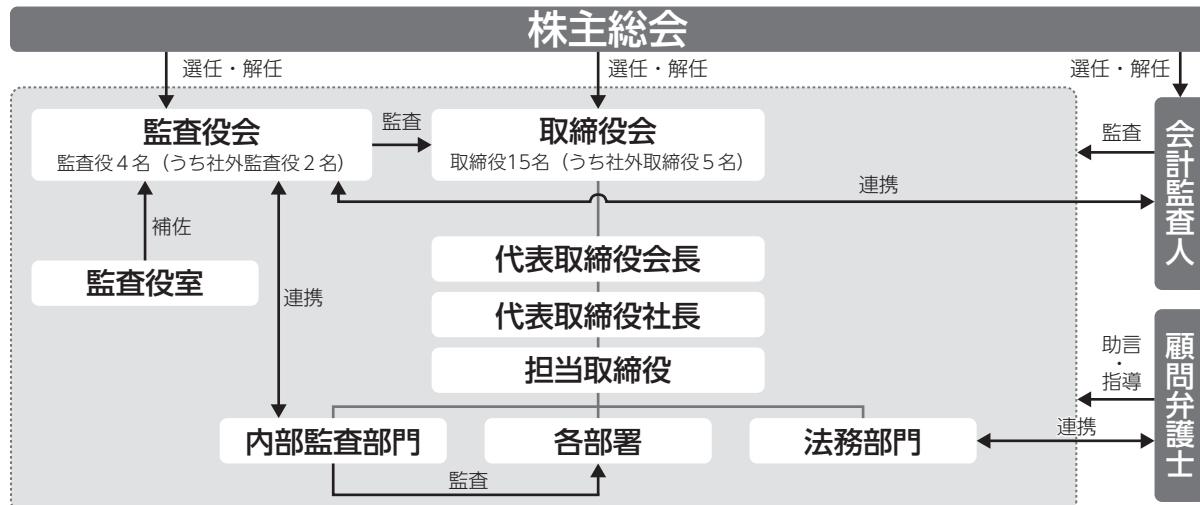
① 財務報告の適正性を確保するための体制に関する運用状況

内部統制部門は当社グループの財務報告に係る内部統制の整備と運用の状況について評価を実施し、その結果は取締役や監査役に定期的に報告するとともに、会計監査人（独立監査人）の監査を経て内部統制報告書として開示しております。

② 反社会的勢力排除に関する運用状況

取引先との契約締結に際して、必ず反社会的勢力排除に関する記載を盛り込んでおります。

コーポレート・ガバナンス体制



連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	18,969	22,942	289,000	△8,233	322,678
当 期 变 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△9,191		△9,191
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			22,414		22,414
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 变 動		△0			△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 变 動 額 (純 額)					
当 期 变 動 額 合 计	—	△0	13,223	△0	13,222
当 期 末 残 高	18,969	22,942	302,223	△8,234	335,901

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	9,006	16	1,743	△1,985	8,780	11,860	343,319
当 期 变 勤 額							
剩 余 金 の 配 当							△9,191
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益							22,414
自 己 株 式 の 取 得							△0
非 支 配 株 主 と の 取 引 に 係 る 親 会 社 の 持 分 变 勤							△0
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 变 勤 額 (純 額)	△676	30	11,585	△738	10,200	402	10,603
当 期 变 勤 額 合 计	△676	30	11,585	△738	10,200	402	23,825
当 期 末 残 高	8,330	46	13,329	△2,724	18,981	12,262	367,145

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- | | |
|---------------|---------------------------------------|
| ① 連結子会社の数 | 23社 |
| ② 主要な連結子会社の名称 | フクシマフーズ(株)
ユタカフーズ(株)
マルチャン,INC. |

(2) 非連結子会社の状況

- | | |
|----------------|----------|
| ① 主要な非連結子会社の名称 | ヤイズ新東(株) |
|----------------|----------|

東和エステート(株)

- | | |
|----------------|--|
| ② 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社 4 社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。 |
|----------------|--|

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

- | | |
|---------------|-----------|
| ① 持分法適用の関連会社数 | 1 社 |
| ② 会社の名称 | 仙波糖化工業(株) |

(2) 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況

- | | |
|-------------|----------|
| ① 主要な会社等の名称 | ヤイズ新東(株) |
|-------------|----------|

東和エステート(株)

- | | |
|---------------|---|
| ② 持分法を適用しない理由 | 非連結子会社 4 社及び関連会社 3 社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。 |
|---------------|---|

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
マルチャン デ メヒコ,S.A. de C.V.	12月31日 ※
サンマル デ メヒコ,S.A. de C.V.	12月31日 ※
マルチャン・ド・ブラジル	12月31日 ※

※連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以

時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法に

外のもの

より処理し、売却原価は移動平均法によっております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

主として、月次移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産

主として、定率法を採用しております。

を除く）

ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 15年～50年

機械装置及び運搬具 4年～12年

② 無形固定資産（リース資産

定額法を採用しております。

を除く）

ただし、当社及び国内連結子会社が所有するソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

ア. 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

イ. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

当社及び国内連結子会社は、役員の賞与の支給に備えるため、将来支給見込額を計上しております。

③ 固定資産撤去費用引当金

翌連結会計年度以降に実施予定の固定資産撤去工事に備えるため、撤去費用を合理的に見積もることが可能な工事について、当該見積額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規則に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ 水産食品事業

主に国内及び海外における水産食品の仕入・加工・販売を行っております。

当該事業の顧客との販売契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製品の引渡時であります。ただし、国内取引では製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

当該事業の収益は、契約に定める価格から値引き及びリベート等の見積りを控除した金額で算定しており、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り認識しております。顧客に支払われる対価については、売上高から控除して表示しております。

さらに、一部の取引について、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人または受託者に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

□ 海外即席麺事業

主に米国・メキシコを中心とした米州における即席麺の製造・販売を行っております。

当該事業の顧客との販売契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製品の引渡時であることから、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

当該事業の収益は、契約に定める価格から値引き及びリベート等の見積りを控除した金額で算定しており、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り認識しております。顧客に支払われる対価については、売上高から控除して表示しております。

製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ハ 国内即席麺事業、低温食品事業、加工食品事業

国内即席麺事業は主に国内における即席麺の製造・販売、低温食品事業は主に国内における低温食品の製造・販売、加工食品事業は主に国内における加工食品の製造・販売を行っております。

これら事業の顧客との販売契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製品の引渡時であります。ただし、製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

これら事業の収益は、契約に定める価格から値引き及びリベート等の見積りを控除した金額で算定しており、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り認識しております。顧客に支払われる対価については、売上高から控除して表示しております。

製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

二 冷蔵事業

主に国内において、顧客から寄託された貨物の冷蔵・冷凍保管を行っております。

冷蔵・冷凍保管に関しては、冷蔵事業の顧客との契約において、顧客から寄託された貨物を冷蔵・冷凍保管する義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、冷蔵・冷凍保管の利用に応じると判断し、一定の期間にわたり履行義務を充足するため、保管日数等に応じて収益を認識しております。

貨物の冷蔵・冷凍保管契約における対価は、保管日数等に応じる一定の期間の履行義務が充足した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ホ その他

主に国内における弁当・惣菜の製造・販売を行っております。

その他の主要事業である弁当・惣菜事業に関しては、弁当・惣菜事業の顧客との販売契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製品の引渡時であることから、当該製品の引渡時点で収益を認識しております。

これら事業の収益は、契約に定める価格から値引き及びリベート等の見積りを控除した金額で算定しており、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り認識しております。顧客に支払われる対価については、売上高から控除して表示しております。

さらに、一部の取引について、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債並びに収益及び費用の円貨への換算は、連結決算日の直物為替相場により換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約については振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ヘッジ手段………為替予約

ヘッジ対象………外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引内規に基づき、外貨建金銭債権債務に係る将来の為替変動リスクを回避するため、原則として、個別取引ごとにヘッジ目的で為替予約を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動を直接結び付けて判定しております。為替予約においては、契約締結時にリスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので連結決算日における有効性の評価を省略しております。予定取引においては、実行可能性が極めて高いかどうかの判断を行っております。

(7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理の方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
なお、一部の国内連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 固定資産の減損会計

当社は当連結会計年度においては、連結貸借対照表に計上されている有形固定資産159,195百万円のうち、8,518百万円（連結総資産の1.9%）を占める加工食品事業に含まれる米飯事業について、製造ラインの新設、増強等に伴い発生した設備投資負担等を主因として、継続的に営業損益がマイナスとなっており、減損の兆候があると認められるため、減損損失を認識するかどうかの判定を行っております。

減損損失の認識の判定において、予算及び経営計画等に基づき当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を上回っていることから、当該資産グループの減損損失の認識は不要と判断しております。

減損損失を認識するかどうかの判定に用いられる割引前将来キャッシュ・フローの総額は、将来にわたる米飯市場の成長及び米価の予測を主要な仮定とする中期事業計画を基礎としております。中期事業計画は当該事業の将来の予測に関する経営者の評価と過去実績に基づき、外部情報及び内部情報を使用して作成しております。

当該割引前将来キャッシュ・フローの総額の見積りに用いている仮定について、予測している米飯市場の成長及び米価と実際が異なることにより割引前将来キャッシュ・フローの総額が減少した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失が発生する可能性があります。

(未適用の会計基準等に関する注記)

1. 在外連結子会社

2022年3月31日までに公表されている主な会計基準等の新設または改訂について、適用していないものは以下のとおりです。

なお、当該会計基準等の適用による連結計算書類に与える影響額については、現時点で精査中であります。

会計基準等の名称	概要	適用予定日
「リース」 (米国会計基準 ASU 第 2016-02号)	リースに関する会計処理を改訂	2023年3月期より適用予定

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる変更点は以下のとおりとなります。

1. 従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費等の一部を、売上高から控除しております。
2. 有償支給取引において、従来は有償支給した原材料等について消滅を認識しておりましたが、当該取引において買い戻す義務を負っていることから、有償支給した原材料等について消滅を認識しないことといたしました。なお、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。
3. 一部の取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人または受託者に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用されておりますが、当連結会計年度の期首における純資産額に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

また、（金融商品に関する注記）において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等について統一的な見解がなく、新型コロナウイルス感染症が今後の当社グループの経営成績等に与える影響を予測することは極めて困難ですが、当連結会計年度において、当社グループの経営成績等に与える影響が軽微であったことから、将来においても影響は限定的であると仮定して会計上の見積りを実施し、会計処理に反映しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- | | |
|-----------------------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 222,108百万円 |
| 有形固定資産の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。 | |
| 2. 保証債務 | 1百万円 |
| 当社の従業員の借入に対し、債務保証を行っております。 | |

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当連結会計年度において、当社及び連結子会社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
北海道小樽市	事業用資産	機械装置及び運搬具
茨城県潮来市	事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具
山口県周南市	事業用資産	機械装置及び運搬具、その他
静岡県賀茂郡	遊休資産	建物及び構築物

当社及び連結子会社は、事業用資産については事業を基礎とし、遊休資産については個別物件単位でグルーピングをしております。

事業用資産については、収益性が低下したことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（39百万円）として特別損失に計上いたしました。減損損失の内訳は、建物及び構築物2百万円、機械装置及び運搬具36百万円、その他0百万円であります。なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値により測定しているものは、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、備忘価額で評価しております。

事業の用に供していない遊休資産のうち、将来使用見込みがなくなったものを回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（24百万円）として特別損失に計上いたしました。減損損失の内訳は、建物及び構築物24百万円であります。なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	110,881	—	—	110,881
自己株式				
普通株式	8,753	0	—	8,753

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加の内訳は以下のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 0千株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年6月24日 定時株主総会	普通株式	5,108百万円	50円	2021年3月31日	2021年6月25日
2021年10月29日 取締役会	普通株式	4,087百万円	40円	2021年9月30日	2021年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議予定	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	5,108百万円	利益剰余金	50円	2022年3月31日	2022年6月24日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金、当社グループ間の短期的な貸付金（キャッシュマネジメントシステム）等に限定しております。また、資金調達については、当社グループ間の短期的な借入金（キャッシュマネジメントシステム）等による方針であります。デリバティブは、外貨建金銭債権債務に係る将来の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券は、短期で決済される国内譲渡性預金であります。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主として当社グループ間の短期的な借入金（キャッシュマネジメントシステム）であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建の営業債権債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品のリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、内規に従い、営業債権について取引ごとに期日管理及び残高管理を行い、主な取引先の信用状況を半年ごとに把握するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期発見や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の内規に準じて管理を行っております。

デリバティブ取引の利用に当たっては、相手先の契約不履行によるリスクを軽減するため、信用度の高い金融機関とのみ取引を行っております。

② 市場リスク（為替や市場価格等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、外貨建営業債権債務について、為替予約を利用して、為替変動リスクをヘッジしております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（主として取引先企業）の財務状況等を把握しております。

当社は、デリバティブ取引については、内規に基づき、当該取引を必要とする部署で取引が行われ、契約の内容、残高照合等の確認をするとともに、その状況を経理部長に報告しております。一部の連結子会社においても、当社の内規に準じて管理を行っております。

(3) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告等に基づき、経理部が適時に短期及び長期の資金繰計画を立案するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。連結子会社におきましては、資金管理の効率化を推進する目的でキャッシュマネジメントシステムを導入し、流動性リスクの管理をする等しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち34.6%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金及び預金、受取手形、売掛金、有価証券（全て譲渡性預金）、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
(1)投資有価証券			
関連会社株式	2,860	1,881	△979
その他有価証券	23,166	23,166	—
資産計	26,027	25,047	△979
(1)リース債務(※1)	3,571	3,534	△36
負債計	3,571	3,534	△36
デリバティブ取引(※2)	68	68	—

(※1) 1年内に返済予定のリース債務は、リース債務に含めております。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（）で示しております。

(注) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（百万円）
非上場株式	2,228

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	23,166	—	—	23,166
デリバティブ取引	—	68	—	68

(2) 時価で連結貸借対照表に計上していない金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
関係会社株式	1,881	—	—	1,881
リース債務	—	3,534	—	3,534

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は取引所の価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

当社及び一部の連結子会社は、東京都その他の地域に賃貸用及び遊休の不動産を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は382百万円（主な賃貸収益は売上高に、賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日に おける時価
当期首残高	当期増減額	当期末残高	
2,906	△191	2,714	7,834

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

主として路線価に基づいて自社で算定した金額であります。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント							その他 (注) 1	合計
	水産食品 事業	海外即席 麺事業	国内即席 麺事業	低温食品 事業	加工食品 事業	冷蔵事業	計		
売上高 日本	24,515	—	95,528	51,311	19,494	22,142	212,992	33,506	246,498
米州	36	114,235	—	—	—	—	114,271	—	114,271
その他	466	—	—	—	—	—	466	259	725
売上高 (注) 2,3	25,017	114,235	95,528	51,311	19,494	22,142	327,730	33,765	361,495

- 注) 1 その他の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に弁当・惣菜事業であります。
- 2 セグメント間の内部取引控除後の金額を表示しております。
- 3 売上高は主に顧客との契約から認識された収益であり、その他の源泉から認識された収益の額に重要性はありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、（連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）「4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1)契約残高

顧客との契約から生じた債権の残高は以下のとおりであります。なお、契約資産及び契約負債はありません。

(単位：百万円)

顧客との契約から生じた債権（期首残高）	51,567
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	56,688

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1)株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 3,474円89銭
2. 1株当たり当期純利益 219円48銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本			剰余金		利益			剰余金	
		資 本 資 本 資 本	そ の そ の そ の	他 本 本 本 本 本	資 本 資 本 資 本 資 本	利 利 利 利 利	準 備 備 備 備	益 益 益 益 益	固 定 資 産 資 産 資 産 資 産	その他の利益剰余金	
当期首残高	18,969	20,155	2,360	22,516	2,593	7,099			42,000	90,457	142,149
当期変動額											
固定資産圧縮積立金の積立						156				△156	－
固定資産圧縮積立金の取崩						△915				915	－
剰余金の配当										△9,195	△9,195
当期純利益										20,408	20,408
自己株式の取得											
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△758			－	11,971	11,212
当期末残高	18,969	20,155	2,360	22,516	2,593	6,340			42,000	102,429	153,362

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△9,995	173,639	8,583	11	8,594	182,234
当期変動額						
固定資産圧縮積立金の積立		－				－
固定資産圧縮積立金の取崩		－				－
剰余金の配当		△9,195				△9,195
当期純利益		20,408				20,408
自己株式の取得	△0	△0				△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△655	28	△627	△627
当期変動額合計	△0	11,212	△655	28	△627	10,584
当期末残高	△9,996	184,852	7,927	39	7,967	192,819

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以

時価法によっております。評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法によっております。

外のもの

移動平均法による原価法によっております。

市場価格のない株式等

(2) 棚卸資産

① 商品及び製品

主として月次移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

② 仕掛品

月次移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

③ 原材料及び貯蔵品

月次移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を

除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 15年～50年

機械装置及び運搬具 4年～12年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。
ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

- ① 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
- ② 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 役員賞与引当金
役員の賞与の支給に備えるため、将来支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

イ 水産食品事業

主に国内及び海外における水産食品の仕入・加工・販売を行っております。

当該事業の顧客との販売契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製品の引渡時であります。ただし、国内取引では製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

当該事業の収益は、契約に定める価格から値引き及びリベート等の見積りを控除した金額で算定しており、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り認識しております。顧客に支払われる対価については、売上高から控除して表示しております。

さらに、一部の取引について、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

有償支給取引において、支給品を買い戻す義務を負っている場合、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第104項の取扱いを適用し、支給品の譲渡時に当該支給品の消滅を認識しております。なお、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

□ 国内即席麺事業、低温食品事業、加工食品事業

国内即席麺事業は主に国内における即席麺の製造・販売、低温食品事業は主に国内における低温食品の製造・販売、加工食品事業は主に国内における加工食品の製造・販売を行っております。

これら事業の顧客との販売契約において、受注した製品を引き渡す義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、通常製品の引渡時であります。ただし、製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が数日間程度であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

これら事業の収益は、契約に定める価格から値引き及びリベート等の見積りを控除した金額で算定しており、収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り認識しております。顧客に支払われる対価については、売上高から控除して表示しております。

有償支給取引において、支給品を買い戻す義務を負っている場合、「収益認識に関する会計

基準の適用指針」第104項の取扱いを適用し、支給品の譲渡時に当該支給品の消滅を認識しております。なお、当該取引において支給品の譲渡に係る収益は認識しておりません。

製品の販売契約における対価は、製品に対する支配が顧客に移転した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

ハ 冷蔵事業

主に国内において、顧客から寄託された貨物の冷蔵・冷凍保管を行っております。

冷蔵・冷凍保管に関しては、冷蔵事業の顧客との契約において、顧客から寄託された貨物を冷蔵・冷凍保管する義務を負っており、これらの履行義務を充足する時点は、冷蔵・冷凍保管の利用に応じると判断し、一定の期間にわたり履行義務を充足するため、保管日数等に応じて収益を認識しております。

貨物の冷蔵・冷凍保管契約における対価は、保管日数等に応じる一定の期間の履行義務が充足した時点から概ね1年以内に回収しており、重要な金融要素は含んでおりません。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約については振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ヘッジ手段………為替予約

ヘッジ対象………外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引内規に基づき、外貨建金銭債権債務に係る将来の為替変動リスクを回避するため、原則として、個別取引ごとにヘッジ目的で為替予約を行っております。

ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動を直接結び付けて判定しております。為替予約においては、契約締結時にリスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当ているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので決算日における有効性の評価を省略しております。予定取引においては、実行可能性が極めて高いかどうかの判断を行っております。

(4) ヘッジ有効性の評価の方法

7. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理方法は、連結計算書類と異なっております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 棚卸資産の評価

当事業年度の貸借対照表に計上されている「商品及び製品」11,980百万円には、水産食品事業に関する水産物6,325百万円が含まれており、これは総資産の2.2%を占めております。

当社は、棚卸資産の貸借対照表価額は主として月次移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）により算定しており、期末における正味売却価額が取得原価を下回っている場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、営業循環過程から外れた滞留在庫については、一定の滞留期間を超える場合に規則的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。

このうち、正味売却価額の見積りにおいて用いている水産物の販売価格は、魚種ごとの漁獲量や競合他社の買付状況に加え、国内における水産物の需要などの外部環境の影響を受けます。当社が取り扱う水産物には期末前後での販売実績がなく、販売実績に基づく正味売却価額を算定することが困難な場合に、顧客との交渉状況を勘案して正味売却価額を算定しているものがありますが、どのように正味売却価額を算定するかは主観性を伴います。したがって、正味売却価額が想定よりも下回った場合、翌事業年度の計算書類において追加的な損失が発生する可能性があります。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首より適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる変更点は以下のとおりとなります。

1. 従来は販売費及び一般管理費に計上しておりました販売促進費等の一部を、売上高から控除しております。
 2. 一部の取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。
- 当該会計方針の変更は、原則として遡及適用されておりますが、当事業年度の期首における純資産額に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについては、「連結注記表（追加情報）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	118,638百万円
有形固定資産の減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。	
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）	
金銭債権	3,847百万円
金銭債務	6,412百万円
3. 保証債務	1百万円
当社の従業員の借入に対し、債務保証を行っております。	

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高の総額	
営業取引	
売上高	789百万円
仕入高	57,170百万円
販売費及び一般管理費	437百万円
営業取引以外の取引高の総額	9,905百万円
2. 減損損失	

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類
北海道小樽市	事業用資産	機械装置
静岡県賀茂郡	遊休資産	建物、構築物

当社は、事業用資産については事業を基礎とし、遊休資産については個別物件単位でグループ化しております。

事業用資産については、収益性が低下したことにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（31百万円）として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しております。使用価値については、将来キャッシュ・フローがマイナスと見込まれるため、備忘価額で評価しております。

事業の用に供していない遊休資産のうち、将来使用見込みがなくなったものを回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（24百万円）として特別損失に計上いたしました。なお、当該資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)
自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	8,704	0	—	8,704

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加の内訳は以下のとおりであります。
単元未満株式の買取による増加 0千株

(税効果会計に関する注記)

1. 總延税金資産及び總延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(總延税金資産)

退職給付引当金	3,891百万円
関係会社株式評価損	1,068
貸倒引当金	788
譲渡損益調整資産	666
未払賞与	547
投資有価証券評価損	264
減損損失	220
その他	775
總延税金資産小計	8,223
評価性引当額	△3,001
總延税金資産合計	5,222

(總延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△3,166
固定資産圧縮積立金	△2,797
譲渡損益調整資産	△271
その他	△25
總延税金負債合計	△6,261
差引：總延税金負債の純額	△1,039

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内の内訳

法定実効税率 (調整)	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.3
住民税均等割	0.3
評価性引当額の増減	△0.1
法人税額の特別控除額	△0.4
その他	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.3

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等 の所 有 (被所有) 割 合 (%)	関連当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	八戸東洋 株式会社	青森県 八戸市	200	即席麺添付品 の製造、フリ ーズドライス ープ商品の製 造	100.0	当社加工食品 の下請生産、 資金の借入	資金貸借取引	344	関係会社 短期借入金	3,996
	甲府東洋 株式会社	山梨県 中央市	300	即席麺添付品 の製造、フリ ーズドライス ープ商品の製 造	100.0	当社加工食品 の下請生産、 資金の借入	資金貸借取引	595	関係会社 短期借入金	3,481
	宮城東洋 株式会社	宮城県 石巻市	50	魚介類の買 付・加工・販 売、冷蔵庫、 製氷	100.0	魚介加工品の 下請生産、 資金の貸付	資金貸借取引	△0	関係会社 短期貸付金	3,572
	ユタカフーズ 株式会社	愛知県 武豊町	1,160	調味料の製造 販売、即席麺 及び生麺の製 造	50.9	当社加工食品 の下請生産、 資金の借入	資金貸借取引	-	関係会社 短期借入金	5,500
	埼北東洋 株式会社	埼玉県 加須市	50	冷蔵庫	100.0	貨物の寄託 資金の貸付	資金貸借取引	△597	関係会社 短期貸付金	5,573

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付及び借入利率については、当社の規程に基づき、市中金利等を勘案し協議の上決定してお
ります。

なお、取引金額は、期中の増減の純額を記載しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)「5. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額

1,887円11銭

2. 1 株当たり当期純利益

199円74銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。